



発行 東京都

目次

145

規 則（公）

○東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会との付与に関する規則等の一部を改正する規則……………1

規 則（公）

東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会との付与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月28日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

●東京都公安委員会規則第9号

東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会との付与に関する規則等の一部を改正する規則

（東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会との付与に関する規則の一部改正）

第1条 東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会との付与に関する規則（平成9年8月12日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第18条中「これに記名押印すること

により」を削る。

第22条第1項中「し、これに記名押印」を削る。

別記様式第1号から様式第5号まで、様式第6号(表)、様式第7号から様式第12号まで、様式第13号(表)、様式第14号、様式第15号、様式第16号(表)及び様式第17号中「印」を削る。

（警視庁警察署協議会に関する規則の一部改正）

第2条 警視庁警察署協議会に関する規則（平成13年4月16日東京都公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号(表)中「[印]」を削り、同様式(表)中「場合は」を「場合には」に、「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「6箇月」を「6月」に、「異議申立てに対する決定が」を「審査請求に対する裁決が」に、「提起することができません（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日）」を「提起することができません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日）」に改める。

（東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の一部改正）

第3条 東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則（平成13年9月3日東京都公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第8号まで、別記様式第10号及び別記様式第12号中「[印]」を削る。

別記様式第13号の2及び別記様式第14号から別記様式

第16号までの規定中「[印]」を削る。

（東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第4条 東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年3月15日東京都公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第6号まで、別記様式第8号、別記様式第10号、別記様式第12号から別記様式第15号まで、別記様式第17号から別記様式第20号まで及び別記様式第21号の2から別記様式第24号までの規定中「[印]」を削る。

（東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第5条 東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則（平成27年12月24日東京都公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「[印]」を削る。
別記様式第3号から別記様式第7号まで、別記様式第9号、別記様式第11号、別記様式第12号、別記様式第14号から別記様式第17号まで、別記様式第19号から別記様式第22号まで、別記様式第23号の2及び別記様式第24号から別記様式第26号までの規定中「[印]」を削る。

（警視庁関係手数料条例施行規則の一部改正）

第6条 警視庁関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日東京都公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「警視 印」を「警視 印」に、

「警視（警部） 印」を「警視（警部）」に改める。
 （警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正）

第7条 警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和43年6月13日東京都公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
 第20条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第26条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。
 第27条第1項中「協力援助者災害給付審査請求書（以下「審査請求書」という。）に記名押印の上」を「審査請求書」に改める。
 別記様式第1号及び様式第2号中「㊦」を削る。
 別記様式第3号中「㊦」を削り、

取扱所属長の意見	長の認印

取扱所属長の意見

を
に

改める。
 別記様式第4号中「㊦」及び「㊧」を削る。
 別記様式第5号中「㊦」を削る。
 別記様式第6号及び様式第7号中「㊧」及び「㊦」を削る。
 別記様式第7号の2中「㊧」を削る。
 別記様式第8号から様式第11号までの規定中「㊧」及び「㊦」を削る。
 別記様式第12号中「㊧」を削る。
 別記様式第13号の2から様式第15号までの規定中「㊧」及び「㊦」を削る。
 別記様式第16号（表面）中「㊦」を削り、同様式（裏面）を次のように改める。

注 意 事 項

(裏面)

- 1 この証書は、警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例によって傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類です。大切に保管してください。
- 2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。支払期月の前月の末日までに、年金支払請求書を警視総監に提出してください。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を警視総監に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 傷病給付年金において、その傷病等級に変更のあった場合
 - (3) 障害給付年金において、その障害等級に変更のあった場合
 - (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合
 - ア 年金の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合(子孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができない遺族を除く。)
 - イ 年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、心身の故障により軽身な労務にしか従事できないような障害の状態となった場合又はその状態であった場合
- 4 この給付を受ける権利を譲り渡したり、担保に供することはできません(株式会社日本取引所金融庫又は沖繩振興開発金融公庫の場合を除く。)。また、差押えを受けることもありません。
- 5 この記載事項に変更を生じた場合は、この証書を引換えに新しい証書を交付します。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、再交付を警視総監に請求してください。
- 6 あなたは、あらかじめ警視総監からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、警視総監に対し(傷病若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください)。
- 7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を警視総監に返納してください。年金を受けるとする権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
 - (1) 傷病給付年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 病状が好転し、年金を受けられない程度の傷病の状態になった場合(傷病の状態について、給付を実施する者に相談してください。)
 - (2) 障害給付年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 別表第2の障害等級の7級以上に該当しなくなった場合
 - (3) 遺族給付年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 受給権者が婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。))となった場合
 - エ 離縁によつて死亡した協力援助者との親族関係が終了したとき
 - オ 受給権者が死亡した協力援助者の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了した場合(その者が協力援助者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることにより受給権者となつている者がその状態でなくなった場合を除く。)
- 8 このことについての問合せは、次のとほりしてください。

東京都千代田区霞が関二丁目1番1号
警視庁警務部給付課災害補償係
電話 代表 (3581)4321番

別記様式第17号中「㊦」及び「(届出の印鑑を押ししてください。)」を削る。

別記様式第17号の2及び様式第18号中「㊦」を削る。

別記様式第18号の2及び様式第19号中「㊦」を削る。

別記様式第20号中「㊦」を削る。

別記様式第21号中「㊦」及び「(届出の印鑑を押ししてください)」を削る。

別記様式第22号を次のように改める。

別記様式第22号を次のように改める。

様式第22号 削除

別記様式第23号中「㊦」を削る。

別記様式第24号から様式第24号の3までの規定中

「㊦」を削る。

別記様式第25号中「㊦」を削る。

別記様式第26号から様式第30号までの規定中「㊦」を削る。

削る。

別記様式第31号 (裏面) を次のように改める。

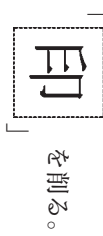
(裏面)

療養期間		日数	療養種別	摘要	扱者
開始	終了				
月 日	月 日	日	<input type="checkbox"/> 通院療養 <input type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 入院療養 <input type="checkbox"/> 転地療養		
月 日	月 日	日	<input type="checkbox"/> 通院療養 <input type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 入院療養 <input type="checkbox"/> 転地療養		
月 日	月 日	日	<input type="checkbox"/> 通院療養 <input type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 入院療養 <input type="checkbox"/> 転地療養		
月 日	月 日	日	<input type="checkbox"/> 通院療養 <input type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 入院療養 <input type="checkbox"/> 転地療養		
月 日	月 日	日	<input type="checkbox"/> 通院療養 <input type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 入院療養 <input type="checkbox"/> 転地療養		
月 日	月 日	日	<input type="checkbox"/> 通院療養 <input type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 入院療養 <input type="checkbox"/> 転地療養		
月 日	月 日	日	<input type="checkbox"/> 通院療養 <input type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 入院療養 <input type="checkbox"/> 転地療養		
全日数	通院療養	自宅療養	入院療養	転地療養	
日	日	日	日	日	

(東京都道路交通規則の一部改正)

第8条 東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1表、別記様式第2表及び別記様式第2の2(表中)



別記様式第3中「印」を削り、

「1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。

2 担当部署連絡先は、当該申請に係る事務担当部署と連絡先を記載すること。

3 申請台数が2台以上ある場合は、本申請書に添付すること。

4 申請者本人(申請者が法人の場合は、当該法人の代表者)が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

「1 担当部署連絡先は、当該申請に係る事務担当部署と連絡先を記載すること。

2 申請台数が2台以上ある場合は、本申請書に添付すること。

3 申請者本人(申請者が法人の場合は、当該法人の代表者)が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

改める。

別記様式第4中「印」を削り、

「1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。

2 担当部署連絡先は、当該申請に係る事務担当部署と連絡先を記載すること。

3 申請台数が2台以上ある場合は、本申請書に添付(車両)番号一覧表を添付すること。

4 申請者本人(申請者が法人の場合は、当該法人の代表者)に代わって、代理の者が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

「1 担当部署連絡先は、当該申請に係る事務担当部署と連絡先を記載すること。

2 申請台数が2台以上ある場合は、本申請書に添付(車両)番号一覧表を添付すること。

3 申請者本人(申請者が法人の場合は、当該法人の代表者)に代わって、代理の者が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

別記様式第4の2中

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
- 2 療養の申請は、医師1人につき1枚とする。
- 3 保管場所の確認欄は、自動車の使用の本拠の位置が、自宅の場合は勤務先の駐車場、勤務先の場合は自宅の駐車場を記載した「駐車場の所在地及び略称」を添付すること。
- 4 緊急在宅診の実績欄は、緊急在宅診の実績がある場合は、当該在宅診の日、当該在宅診場所（〇〇区〇〇町まで）及び在宅診内容を記載した一覽表を添付すること。
- 5 申請者本人（申請者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者）に代わつて、代理の者が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

- 1 療養の申請は、医師1人につき1枚とする。
- 2 保管場所の確認欄は、自動車の使用の本拠の位置が、自宅の場合は勤務先の駐車場、勤務先の場合は自宅の駐車場を記載した「駐車場の所在地及び略称」を添付すること。
- 3 緊急在宅診の実績欄は、緊急在宅診の実績がある場合は、当該在宅診の日、当該在宅診場所（〇〇区〇〇町まで）及び在宅診内容を記載した一覽表を添付すること。
- 4 申請者本人（申請者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者）に代わつて、代理の者が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

別記様式第4の3中「印」を削り、

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
- 2 療養は、申請者1人につき1枚とする。
- 3 療養名欄は、東京都道路交通規則第2条第1項第4号サに掲げる障害名及び等級等のうち、該当するものを記載すること。
- 4 申請代理人が申請する場合は、申請者との関係及び申請代理人が申請する理由並びに申請代理人の住所、氏名及び連絡先を申請代理人欄に記載すること。

- 1 療養は、申請者1人につき1枚とする。
- 2 療養名欄は、東京都道路交通規則第2条第1項第4号サに掲げる障害名及び等級等のうち、該当するものを記載すること。
- 3 申請代理人が申請する場合は、申請者との関係及び申請代理人が申請する理由並びに申請代理人の住所、氏名及び連絡先を申請代理人欄に記載すること。

別記様式第4の4中「印」を削り、

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
- 2 東京都道路交通規則別記様式第2の2の療養の再交付申請の場合で、申請代理人が申請するときは、申請者との関係及び申請代理人が申請する理由並びに申請代理人の住所、氏名及び連絡先を申請代理人欄に記載すること。
- 3 申請者本人（申請者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者）に代わつて、代理の者が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

- 1 東京都道路交通規則別記様式第2の2の療養の再交付申請の場合で、申請代理人が申請するときは、申請者との関係及び申請代理人が申請する理由並びに申請代理人の住所、氏名及び連絡先を申請代理人欄に記載すること。
- 2 申請者本人（申請者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者）に代わつて、代理の者が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

を

に改める。

を

に改める。

を

に改める。

別記様式第4の5中「印」を削り、

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
- 2 東京都道路交通規則別記様式第2の2の療養の記載事項の変更を申請する場合で、申請代理人が申請するときは、申請者との関係及び申請代理人が申請する理由並びに申請代理人の住所、氏名及び連絡先を申請代理人欄に記載すること。
- 3 申請者本人（申請者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者）に代わつて、代理の者が届出書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

- 1 東京都道路交通規則別記様式第2の2の療養の記載事項の変更を申請する場合で、申請代理人が申請するときは、申請者との関係及び申請代理人が申請する理由並びに申請代理人の住所、氏名及び連絡先を申請代理人欄に記載すること。
- 2 申請者本人（申請者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者）に代わつて、代理の者が届出書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

別記様式第5中「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第5の2(表)中

「印」及び「印」を削る。

- 別記様式第6(表)及び別記様式第6の2中「印」を削る。
- 別記様式第7及び別記様式第7の2中「印」を削る。
- 別記様式第8から別記様式第8の4までの規定中

「印」を「東京都公安委員会」に改める。

別記様式第9及び別記様式第10中

「印」を「東京都公安委員会」に改める。

別記様式第11中「印」を削る。
別記様式第12から別記様式第13の2までの規定中

「東京都公安委員会」を「東京都公安委員会」に改める。

別記様式第14、別記様式第14の2の2及び別記様式第14の2の3中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記様式第15及び別記様式第15の2中

「印」を削る。

別記様式第15の2の2中「印」を削る。

別記様式第15の3から別記様式第15の6までの規定中

「印」を削る。

別記様式第15の6の2及び別記様式第16中「印」を削る。

別記様式第16の6(表)中

「確認印」を「確認者」に、

「適性検査官印」を「適性検査官」に、
「深視野検査官印」を「深視野検査官」に、
「講習済印」を「講習済」に改める。

別記様式第16の6の2(表)中

<p>「確認印」を「確認者」に、</p> <p>「深視力試験官印」を「深視力試験官」に、「適性判定印」を「適性判定」に、</p> <p>「視力試験官印」を「視力試験官」に、「確認印」を「確認者」に、「講習済印」を「講習済」に改める。</p> <p>別記様式第16の7から別記様式第16の8の2までの規定中「印」を削る。</p> <p>別記様式第17中「印」を削る。</p> <p>別記様式第18及び別記様式第18の2中「印」を削る。</p> <p>別記様式第18の3中「印」を削る。</p> <p>別記様式第18の4及び別記様式第18の5中「印」を削る。</p> <p>別記様式第19及び別記様式第20中「印」を削る。</p> <p>別記様式第21中「印」を削る。</p> <p>別記様式第22中「印」を削る。</p>	<p>別記様式第23及び別記様式第24中「印」を削る。</p> <p>別記様式第25及び別記様式第25の2中「印」を削る。</p> <p>別記様式第27中「印」を削る。</p> <p>別記様式第28中「代表者の氏名」に改める。</p> <p>別記様式第29中「申込者の氏名」に改める。</p> <p>別記様式第30及び別記様式第31中「申込者の氏名」に改める。</p> <p>別記様式第32及び別記様式第33中「(申請者氏名)」「(申請者氏名)」に改める。</p> <p>別記中「印」を削る。</p> <p>(放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部改正)</p> <p>第9条 放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則（平成18年5月19日東京都公安</p>	<p>委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号表、別記様式第2号から別記様式第5号まで、別記様式第6号表及び別記様式第7号表(中「印」を削る。</p> <p>別記様式第8号中「印」を削り、「扱者印」を「取扱者」に改める。</p> <p>別記様式第9号中「印」及び「印」を削る。</p> <p>(拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第10条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則(平成4年10月12日東京都公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1及び別記様式第2中「印」を削る。</p> <p>(つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則の一部改正)</p> <p>第11条 つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則(平成15年12月19日東京都公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式中「印」を削り、</p> <p>「3 申出人は、署名を捺印することができる。」 「4 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものをのぞいて、 「5 申出人の依頼によって警察職員が代理したときは、未読空欄に「本人の依頼により代理した」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。 「6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」</p> <p>「3 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものをのぞいて、 「4 申出人の依頼によって警察職員が代理したときは、未読空欄に「本人の依頼により代理した」旨並びに所属、官職及び氏名を記載すること。 「5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」</p> <p>改める。</p> <p>(東京都ゾートクラブ営業等の規制に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第12条 東京都ゾートクラブ営業等の規制に関する条例施</p>
---	---	--

<p>行規則 (平成9年6月17日東京都公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号 (その1)、様式第2号 (その1)、様式第3号及び様式第4号中「㊦」を削る。</p> <p>別記様式第8号、様式第9号(表)及び様式第10号(表)中「印」を削る。</p> <p>別記様式第11号中「印」を削る。</p> <p>別記様式第12号(表)中「印」を削る。</p> <p>別記様式第13号中「㊦」を削る。</p> <p>(性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第13条 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例施行規則 (平成12年10月13日東京都公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号及び様式第2号中「印」を削る。</p> <p>別記様式第4号及び様式第4号の2中 「氏名又は名称 印」を 「氏名又は名称 』に改める。</p> <p>別記様式第5号中「印」を削る。</p> <p>別記様式第6号及び様式第7号中「印」を削る。</p> <p>(敬楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第14条 敬楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則 (平成18年5月2日東京都公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>会規則第8号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号 (その1) 中「㊦」を削る。</p> <p>別記様式第1号 (その2) 中「㊦」を削り、</p> <p>「2 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。 3 「本籍 (国籍)」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」</p> <p>「2 「本籍 (国籍)」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」</p> <p>改める。</p> <p>別記様式第2号及び別記様式第3号中「㊦」を削り、</p> <p>「2 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」</p> <p>「2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」に改める。</p> <p>別記様式第4号及び別記様式第6号中「印」を削る。</p> <p>(インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第15条 インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則 (平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号 (その1) 中「㊦」を削る。</p> <p>別記様式第1号 (その2) 中「㊦」を削り、</p> <p>「2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。 3 本籍 (国籍) 欄には、日本国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。 4 建物の構造欄には、木造家屋にあっては平屋建、2階建等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造、コンクリートブロック造等の別及び階数 (地階を含む。) の別を記載すること。 5 建物内の店舗の位置欄には、店舗の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。 6 本人確認記録及び通信端末機器特定記録等の作成及び保存の方法欄には、作成の方法にあっては文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを、保存の方法にあってはその場所等管理方法について具体的に記載すること。 7 営業の態様欄には、インターネットを利用することができるようにする役割以外の役割を提示している場合は、その内容について具体的に記載すること。 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」</p>	<p>「2 本籍 (国籍) 欄には、日本国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。 3 建物の構造欄には、木造家屋にあっては平屋建、2階建等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造、コンクリートブロック造等の別及び階数 (地階を含む。) の別を記載すること。 4 建物内の店舗の位置欄には、店舗の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。 5 本人確認記録及び通信端末機器特定記録等の作成及び保存の方法欄には、作成の方法にあっては文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを、保存の方法にあってはその場所等管理方法について具体的に記載すること。 6 営業の態様欄には、インターネットを利用することができるようにする役割以外の役割を提示している場合は、その内容について具体的に記載すること。 7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」</p> <p>改める。</p> <p>別記様式第2号及び別記様式第3号中「㊦」を削り、</p> <p>「2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」</p> <p>「2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」に改める。</p> <p>別記様式第4号(表)及び別記様式第5号中「印」を削る。</p> <p>別記様式第7号中「印」を削る。</p> <p>別記様式第8号中「印」を削る。</p> <p>(特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第16条 特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則 (平成29年5月15日東京都公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号 (その1)、別記様式第2号 (その1)、別記様式第3号から別記様式第5号まで及び別記様式第6号 (その1) 中「㊦」を削る。</p> <p>別記様式第8号(表)、別記様式第9号(表)及び別記様式第10号(表)中「印」を削る。</p> <p>別記様式第12号中「㊦」を削る。</p> <p>別記様式第13号中「印」を削る。</p> <p>別記様式第14号(表)中</p>
---	---	---

<p>「氏名」を「印」に改める。</p> <p>（東京都青少年の健全な育成に関する条例第17条第3項及び第18条第4項の規定に基づき様式を定める規則の一部改正）</p> <p>第17条 東京都青少年の健全な育成に関する条例第17条第3項及び第18条第4項の規定に基づき様式を定める規則（平成16年3月31日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号(表)及び別記様式第2号中「印」を削る。 （東京都暴力団排除条例施行規則の一部改正）</p> <p>第18条 東京都暴力団排除条例施行規則（平成23年7月15日東京都公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号(表)及び別記様式第2号中「印」を削る。 別記様式第3号中</p> <p>「氏名又は名称 (法人等)にあっては、さらに代表者の氏名」を「印」に改める。</p> <p>別記様式第4号中「印」を削る。 別記様式第5号中「印」を削る。 別記様式第6号中</p> <p>「氏名又は名称 (法人等)にあっては、さらに代表者の氏名」を「印」に改める。</p> <p>別記様式第7号中「印」を削る。</p>	<p>別記様式第8号及び別記様式第9号中「印」を削る。 別記様式第10号(表)及び別記様式第11号(表)中「印」を削る。</p> <p>（東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき警察職員による立入調査等に関する規則の一部改正）</p> <p>第19条 東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき警察職員による立入調査等に関する規則（平成26年12月19日東京都公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号(表)、別記様式第2号及び別記様式第3号中「印」を削る。 （東京都水上安全条例施行規則の一部改正）</p> <p>第20条 東京都水上安全条例施行規則（平成30年3月30日東京都公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別記様式第1号中「㊦」及び「㊧」を削る。 別記様式第2号から別記様式第6号までの規定中「㊨」を削る。 別記様式第8号(表)中「印」を削る。 （東京都水上安全条例の規定に基づき弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）</p> <p>第21条 東京都水上安全条例の規定に基づき弁明の機会の付与に関する規則（平成30年6月15日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。 別記様式第2号から別記様式第6号まで、別記様式第7号(表)及び別記様式第8号中「㊨」を削る。 附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都公安委員会規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>
---	---	--

発行所 東京部公報 本号 三〇円
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代) 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

